

表1

納税義務者の合計所得	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	33万円	38万円
900万円超950万円以下	22万円	26万円
950万円超1,000万円以下	11万円	13万円

表2

	配偶者の合計所得金額	控除額
合計所得金額 900万円 以下の 納税義務者	38万円超 90万円以下	33万円
	90万円超 95万円以下	31万円
	95万円超 100万円以下	26万円
	100万円超 105万円以下	21万円
	105万円超 110万円以下	16万円
	110万円超 115万円以下	11万円
合計所得金額 900万円超 950万円 以下の 納税義務者	38万円超 90万円以下	22万円
	90万円超 95万円以下	21万円
	95万円超 100万円以下	18万円
	100万円超 105万円以下	14万円
	105万円超 110万円以下	11万円
	110万円超 115万円以下	8万円
合計所得金額 950万円超 1000万円 以下の 納税義務者	115万円超 120万円以下	4万円
	120万円超 123万円以下	2万円
	38万円超 95万円以下	11万円
	95万円超 100万円以下	9万円
	100万円超 105万円以下	7万円
	105万円超 110万円以下	6万円
	110万円超 115万円以下	4万円
	115万円超 120万円以下	2万円
	120万円超 123万円以下	1万円

**配偶者控除および配偶者特別控除の見直し**

平成29年度税制改正により、配偶者控除および配偶者特別控除の見直しが行われ、控除額が改正されました。この改正は、平成30年分(平成31年度の申告分)から適用されます。

(1) 配偶者控除

控除対象配偶者または老人控除対象配偶者を有する納税義務者について適用する配偶者控除の額が次のとおりとされました。なお、合計所得金額が千円を超え、配偶者控除の適用はできないこととされました(表1)。

(2) 配偶者特別控除

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を38万円超123万円以下(改正前:38万円超76万円未満)とし、その控除額が次のとおりとされました。なお、改正前の制度と同様に、合計所得金額が千円を超え、配偶者特別控除の適用はできないこととされています(表2)。

問 課税課市民税担当  
TEL 06・6992・1456

**市税は納期内に納付を**

固定資産税・都市計画税の第1～4期分、個人市民税・府民税(普通徴収)の第1～3期分および軽自動車税を納めていない人は、至急納付してください。納期限までに納付がない場合、納付されるまでの期間に応じて延滞金が加算されます。

また、個人市民税・府民税(普通徴収)の第4期分の納期限は12月25日(火)です。近くの金融機関やコンビニなどで納付をお願いします。なお、口座振替(自動払込)を利用している人は、預金残高を確認してください。病気や失業などの理由で納付が困難な場合は、納期前までに納税課までご連絡してください。

問 納税課  
TEL 06・6992・1852～1854

**年末年始の死亡・死産届の受領、埋火葬許可証の交付**

大日サービスコーナーにおいて市役所開庁時間外に取り扱っている死亡・死産届の受領、埋火葬許可証の交付は、市役所にて次のとおり行います。

時 12月29日(土)～平成31年1月3日(木)午前9時～午後5時30分  
注 正午～午後1時を除く

場 市役所守衛室  
問 総合窓口課  
TEL 06・6992・1526

**例月出納検査の結果**

9月分例月出納検査は、10月22日に、高瀬久美子、久保篤彦、澤井良一の名義委員によって行われ、正確であることが認められました。

問 監査委員事務局  
TEL 06・6992・1795

な場合は、納期限までに納税課まで連絡してください。

注 納付できる資力があるにもかかわらず納付がない場合、財産(不動産・預金・給与など)に対し差し押さえ、公売などを行います。

問 納税課  
TEL 06・6992・1852～1854

**地方税の電子申告「eLTAx」が利用可能**

従来の市税に関する申告・届出などが、インターネットを利用してパソコンから手続きできます(左表)。

税目	申告	申請・届出
法人市民税	確定申告、中間申告、修正申告など	・法人設立・設置届出 ・異動届
事業所税	納付申告、修正申告、免税点以下申告 事業所用家屋貸付等申告	事業所等新設・廃止申告
固定資産(償却資産)	全資産申告(電算処理分)、増加資産・減少 資産申告	-
個人市民税・府民税	給与支払報告、給与支払報告・特別徴収 に係る給与所得者異動届出、普通徴収か ら特別徴収への変更申請など	特別徴収義務者の 所在地・名称等変更届出

注 市では上記の手続きは可能ですが、いずれの税目でプレ申告・電子納税サービスには対応していません。

**市税の納付には便利な口座振替(自動払込)の利用を**

個人市民税・府民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税の納付には、便利な口座振替(自動払込)を利用してください。

問 納税課  
TEL 06-6992-1852~1854

**市税の休日納付相談**

平日、仕事などで忙しい人や、病気・失業などで市税を納付できない人は利用してください。

時 12月16日(日)9:00~13:00  
場 問 納税課  
TEL 06-6992-1852~1854

詳しくは(一社)地方税電子化協議会ホームページをご覧ください。

利用時間 午前8時30分～午前0時  
注 土・日、祝日、12月29日(土)～1月3日(木)を除く。

**来年(平成30年分)の確定申告はお持ちのスマホ・タブレットで申告書送信**

マイナンバーカードやICカードリーダライタをお持ちでなくても大丈夫!  
「ID・パスワード方式」を使えばスマホ・タブレットから送信できます!

ICカードリーダライタ

ご利用の手続きは…

ご自宅やお勤め先などの**お近くの税務署**で、本人確認を行ったうえでIDとPWを発行します。  
\*運転免許証等の本人確認書類をお持ちください。

国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成・送信!  
\*マイナンバーカードが普及するまでの暫定的な措置です。

問 門真税務署 TEL 06-6909-0181

また、初めて電子申告を利用する場合は届出が必要です。

問 eLTAxヘルプデスク  
TEL 0570・081459(全国共通ナビダイヤル)

つながらない場合  
TEL 03・5500・7010  
受付は、午前9時～午後5時(平日)